

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成26年改正法の改正後の施策の実施状況についての意見

特定非営利活動法人M-STEP 理事長 新川てるえ

NPO法人M-STEP について

ひとり親家庭の恋愛と再婚、 ステップファミリーを応援し ます！

- 交流会事業（リアル・オンライン）
- 相談事業（無料・有料）
- 離婚・再婚家庭の面会交流支援
- 子連れ再婚家庭支援者養成講座
- SNS等インターネットによる情報配信
- ひとり親家庭・再婚家庭向け書籍出版
- YouTube番組配信

子連れ再婚家庭(ステップファミリー) 暮らしやすい世の中をめざして



エムステップは子連れ再婚家庭(ステップファミリー)と、その予備軍であるひとり親家庭(シングルマザー・ファザー)を支援するために活動する特定非営利活動法人です



Q ステップファミリーとは
なんですか？

A 夫婦の一方あるいは双方が、
前の配偶者との子どもを連れて
再婚した時に誕生する家庭を
「ステップファミリー」といいます。

助産婦

結婚の4組に1組が再婚家庭という時代です。どちらかに子どもがいて再婚する家庭をステップファミリー (STEPFAMILY) と呼びます。ステップファミリーは初婚で作られる家族とは違い、様々な問題を抱えています。元の配偶者別れの喪失感、元配偶者の家族との関わり、実子ではない子どもの子育てを担う若くは元家族ならではの家事や育児の負担、経済的負担など、ステップファミリーのタイプでも違いますが、多くの問題を抱えながら新しい家族の構築を目指しています。

ステップファミリーの 抱える問題とは？



子連れ再婚家庭が増加傾向のなか、世帯調査すらありません。ステップファミリーが抱える問題に対する認識は低く、初婚で築き上げる家族と何ら変わりがない、と思っている人が多いのが実情です。

2011年春より当事者団体として任意活動を行ってきました。交流を通して家庭内に問題を抱えているのに、理解されにくい背景から、誰にも悩みを打ち明けられず、子連れ再婚家庭である事を隠しながら孤独な育児をしている当事者に沢山出会いました。

離婚後の親子のあり方に対する啓発



養育費と面接交渉は
子どもの権利

4月19日は
よう・いく・ひ
の日だよ!



基本方針についてのご意見

・情報周知について

ひとり親家庭が利用できる様々な支援があるのに、まだまだその情報が届いていない人が沢山いると思います。

自分からとりにいかなくでは知ることができないのではなく、必要な人にちゃんと届くようなしくみづくりがあればいいのにと感じます。

・就労支援について

ハローワークの相談を利用し、その後、就労に必要なウェブ制作の学校に通うこともできました。

現在はそれを仕事に生かしています。なかなか学ぶ余裕がとれないひとり親家庭ですが、スキルアップに役立ち満足しています。

・相談窓口について

ひとり親家庭はフルタイムでの仕事をしている場合もあり、役所への相談へ行くのにも17時までだと時間がなかなか作りづらいと思います。

また、相談へ行くのにも勇気がいると思います。なぜなら、子育ての事で相談をすれば、子育てができない親と認識されてしまうのではないかと？

とってしまうからです。自分の家のことは、なかなか話しづらい人もいます。

相談窓口の敷居が高く感じてしまわないような窓口の設置の工夫が必要だと思います。

基本方針についてのご意見

・児童扶養手当について

11月から、児童扶養手当が、2ヶ月に1回支給になりましたが、そのタイミングで、12月を迎えるにあたって、年末年始がちょっと不安になってきました。でも来年からは、きっと楽になると思います。

児童扶養手当の現況届の手続きの時に窓口で聞かれる「お付き合いしている人はいますか？」という質問に疑問を感じます。何をもって事実婚にあたるのかを明確に示してほしいと思います。彼氏がいても「いません」と答えるしかありません。

・養育費について

支払い率が上がったといっても、まだ20%。少なすぎます。

取決め率は上がっていますが、まだまだ未払いになるケースが多く、継続的に支払いを確保できる方法ができるといいと思います。

・面会交流について

養育費と面会交流は法律的には別だといっても「会わせないと養育費は払わない」という親が多く、調停でもDVやモラハラの場合でも子どもに危険がない場合には取決めを推進しています。

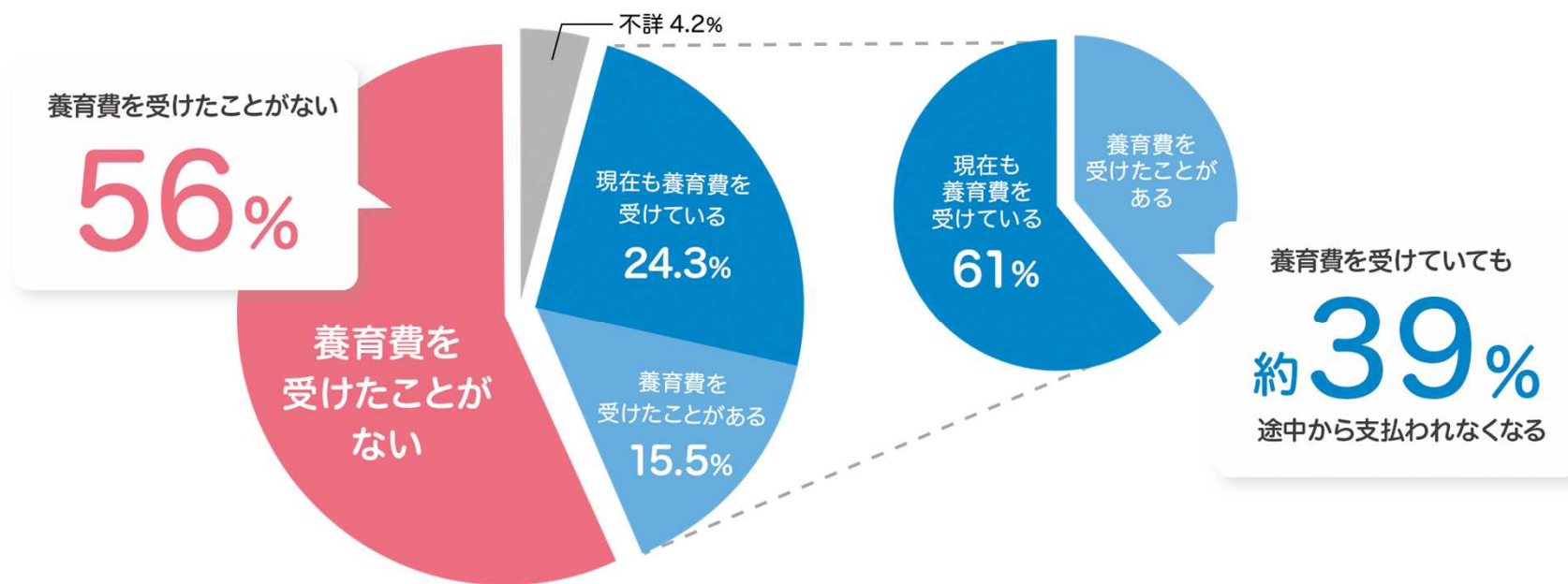
第三者機関が少なく、特に地方などでは支援機関がない地域もあります。

全国的に第三者機関の設置が必要かと思います。

養育費の確保について

知っていますか？ 養育費の実態は・・・

**4人に1人しか
支払われていません。**



※厚生労働統計 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告

養育費支払いに関する自治体の取り組み

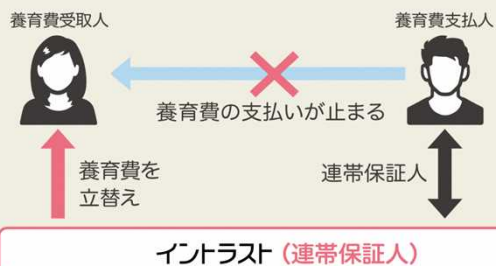
- 明石市・大阪市・湖南省がすでにスタート
- 関東圏でも4月から取組を予定している自治体が数か所あり

Point 1 最大12か月分の養育費を立替えます。

イントラストが養育費支払人の連帯保証人となり、未払いが発生したら立替えてお支払いします。保証期間中は安心して養育費をお受け取りいただけます。

お悩み事例 その1

解決案



Point 2 立替金はイントラストの債権として回収を行います。

立替金はイントラストが回収するため、ご自分で連絡する必要はありません。無理な督促はせず、カウンセリングしながらお支払いを促します。

お悩み事例 その2

解決案



養育費保証制度について

- 初期登録の保証料を上限5万円まで自治体が負担。5万円以上の養育費の方はオーバーする分の初期登録料を自費負担。
- 明石市のパイロット事業では18名の予算枠にてスタート。利用は18名全て埋まっている。
- すでにこの1年で6名の滞納があり、第三者機関が支払いの督促をする効果が出ている。
- 全契約の中の50パーセントが個人契約で、立ち上げから利用ニーズはどんどん増えている。
- 問題点は「取り決めがある方」「これから取決めをされる方」には有効だが、「未払いにあってしまっている方」に対する救済がないこと。（事前の予防対策としてしか使えない）



面会交流支援について

取決め率が上がっても、支援する団体がないと面会交流ができない親子が沢山います。

- 2015年10月全国面会交流支援団体アンケート（「面会交流支援の方法と課題」二宮修平編）によると、組織として面会交流支援をしている団体数が21団体。
- その後、各地で新しい団体が立ち上がっていると聞いていますのでさらに民間支援団体は増えている様子。
（例えば四国は全県に支援団体があるようです）
- 各支援団体ごとに特徴があり、ルールなども様々ですが、どこの団体も強い思いがありこの支援を続けています。
- 各団体が抱えている課題としては、運営費について、支援員の育成について、面会交流を行う場所についてなどです。

平成26年改正法の改正後の施行状況に対するご意見

相談窓口の強化

相談窓口を利用・訪問しやすくしてほしい。

相談時間の夜間や早朝の対応、匿名のメールや電話相談、よくある質問のデータベース化、AIによるFAQ対応のシステム化。

養育費支払いの継続性の確保

取決めをしても継続されない支払いについて対策を。

児童扶養手当算定から養育費の自己申告制を廃止。

未払いに対する罰則規定の検討。

面会交流支援への取り組み

専門相談窓口の増設。

民間団体との連携と活用、民間団体への活動費支援。

その他（課題等について）

ひとり親家庭の恋愛と再婚、ステップファミリーに潜む問題点を把握し対策を！！

- ・子連れ恋愛・再婚に関する調査を要望します！
- ・ひとり親が恋愛や再婚について、相談しやすいようなしくみづくり。
- ・子連れ再婚（ステップファミリー）について学ぶ機会や情報の提供。
- ・子連れ再婚後に生活が安定するまでの見守り、相談支援が必要です。

